

用語の解説

☆令和5年住生活総合調査の調査事項。

○令和5年住宅・土地統計調査の調査事項。

●令和5年住宅・土地統計調査の調査事項を用いて独自に集計する事項。

★令和5年住生活総合調査の調査事項及び令和5年住宅・土地統計調査の調査事項を用いて独自に集計する事項。

<住 宅>

住宅、住宅以外で人が居住する建物 ○

住 宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

①一つ以上の居住室

②専用の炊事用流し(台所)

③専用のトイレ

④専用の出入口

共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口

なお、いわゆる「廃屋」については、そのままではそこで家庭生活を営むことが困難なことから、この調査では住宅としていない。

住宅の建て方 ○

住宅の建て方を次のとおり区分した。

区分	内容
一戸建	一つの建物が1住宅であるもの
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの 1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。
その他	上記のどれにも当てはまらないもの 例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

建物の構造 ○

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。

区分		内容
木造		建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの
非木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの
	鉄骨造	建物の骨組みが鉄骨造（柱・はりが鉄骨のもの）のもの
	その他	上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

建物の階数 ○

建物全体の地上部分の階数をいう（したがって、地階は含めない。）。

なお、中2階や屋根裏部屋は階数に含めない。

建築の時期 ○

人が居住する住宅の建築の時期をいう。住宅の建築後、増改築や改修工事等をした場合でも初めに建てた時期を建築の時期とした。ただし、増改築や改修工事等をした部分の面積が、増改築や改修工事等後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、増改築や改修工事等をした時期を建築の時期とした。

なお、むね数の集計における「建築の時期」とは、一棟の中に二つ以上の住宅がある場合、建物内の各住宅の建築の時期のうち最も多いものを、当該建物の建築の時期とした。

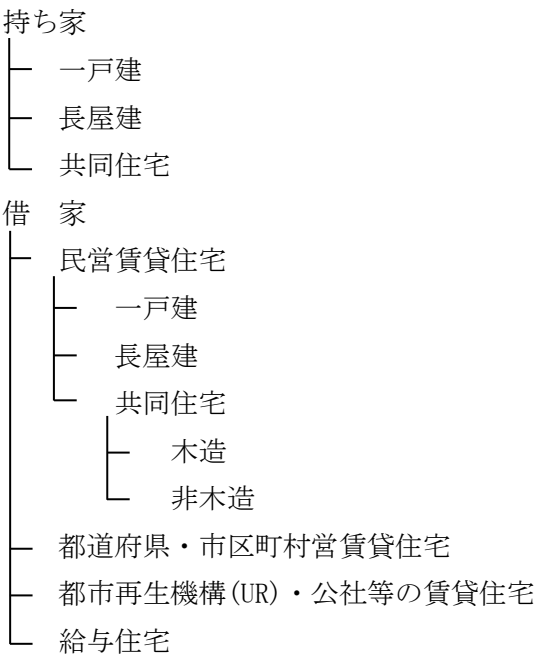
住宅の所有の関係 ○

人が居住する住宅について、所有の関係を次のとおり区分した。

区分		内容
持ち家		そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅 最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。
借家	公営の借家	都道府県・市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているもの。
	都市再生機構（UR）・公社の借家	都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「UR 賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているもの。
	民営借家	「公営の借家」、「都市再生機構（UR）・公社の借家」及び「給与住宅」のいずれにも該当しない賃貸住宅
	給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として居住している住宅 いわゆる「社宅」、「公務員住宅」などと呼ばれているもの。 ※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む

住宅タイプ（居住形態） ●

現在の居住形態を、住宅の所有関係、建て方によって、次のとおり区分した。



なお、持ち家の共同住宅、借家の非木造の共同住宅については、建物の階数によってさらに区分した。

住宅の延べ面積 ○

人が居住する住宅における、床面積の合計をいう。この延べ面積には、居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使っている部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使っている廊下、階段などの共用部分の面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

台所の型 ○

台所の型について、次のとおり区分した。

区分	内容
専用台所	その住宅専用の台所 主世帯と同居世帯が同じ台所を共同で使っている場合も含む。
独立の台所 (K)	他の室と間仕切りされている独立の台所
食事室兼用 (DK)	台所兼食事室のように台所と食事室が間仕切りされていない台所 例えば、ダイニング・キッチンなど
食事室・居間兼用 (LDK・LK)	台所・食事室・居間が間仕切りされていない台所 例えば、リビング・ダイニング・キッチン、リビング・キッチンなど
その他と兼用	上記以外の兼用の台所 例えば、いわゆる「ワンルームマンション」のように居住室が1室だけの住宅で、間仕切りされていない台所など
共用台所	アパートなどで、他の住宅の世帯と共同で使っている台所

高齢者等のための設備状況 ○

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者等のための設備がある	
手すりがある	高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合 また、手すりの設置場所について、次のとおり区分した。 (1) 玄関、(2) トイレ、(3) 浴室、(4) 脱衣所、(5) 廊下、(6) 階段、(7) 居住室、(8) その他
またぎやすい高さの浴槽	浴槽のまたぎ込みの高さ（洗い場から浴槽の縁までの高さ）が高齢者や障がい者などに配慮されている場合 なお、高齢者の場合は、約 30～50cm をまたぎやすい高さとした。
浴室暖房乾燥機	浴室内の天井または壁に設置されている暖房機能を有する浴室乾燥機が設置されている場合
廊下などが車いすで通行可能な幅	廊下や部屋の入口の幅が約 80cm 以上ある場合
段差のない屋内	高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合 なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでのいう段差に含めない。
道路から玄関まで車いすで通行可能	敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合 なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路（スロープ）などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。
高齢者等のための設備がない	

バリアフリー化住宅

人が居住する住宅について、バリアフリー化の状況を次のとおり区分した。

一定のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれかに該当すること

- ・ 2 箇所以上の手すりの設置
- ・ 段差のない屋内

高度のバリアフリー化

高齢者等のための設備等のうち、以下のいずれにも該当すること

- ・ 2 箇所以上の手すりの設置
- ・ 段差のない屋内
- ・ 廊下などが車いすで通行可能な幅

省エネルギー設備等 ○

人が居住する住宅について、省エネルギー設備を次のとおりとした。

太陽熱を利用した温水機器等

水を屋根の上に引き上げて太陽の熱で温め、そのお湯を浴室や台所の給湯に利用するシステムのほか、太陽の日差しで暖められた屋根裏の空気をファンで床下に流して住宅全体を暖房するシステム

太陽光を利用した発電機器

屋根の上に乗せた集光板によって太陽光を集め、これを電力に換えて用いる機器

二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓

(1) 二重以上のサッシ

外窓と内窓が二重以上の構造となった窓（内側が障子の場合を含めない。）

(2) 複層ガラスの窓

複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層を作ることによって断熱効果をもたせた窓

腐朽・破損の有無 ○

住宅の主要な構造部分（壁・柱・床・はり・屋根等）やその他の部分の腐朽・破損の有無について、次のとおり区分した。

腐朽・破損あり

建物の主要部分やその他の部分に不具合があるもの。例えば、外壁がところどころ落ちていたり、壁や基礎の一部にひびが入っていたり、かわらが一部はずれているものや、雨どいが破損してひさしの一部が取れている場合など。

腐朽・破損なし

建物の主要部分やその他の部分に損傷がないもの。

エレベーターの有無等 ○

「共同住宅」について、エレベーターの有無等を次のとおり区分した。

区分	内容
エレベーターあり	
ドアの一部がガラス張り	エレベーターの中の様子について、ドアが閉まっても外から確認できる場合
防犯カメラの設置	エレベーター内に防犯カメラを設置している場合 なお、本物のように見せかけたカメラの場合もここに含めた。
これらの設備はない	エレベーターに上記のどちらの設備もない場合
エレベーターなし	

高齢者対応型共同住宅 ○

共同住宅のうち、その敷地に接している道路から共同住宅の各住宅の入口まで、介助なしに車いすで通行できる構造になっている場合で、次の三つの要件をおおむね満たしているもの

- ① 道路から建物内まで高低差がある場合は、傾斜路が設置してあること。
- ② エレベーターの入口の幅が 80cm 以上あり、乗り場のボタン及びエレベーター内の操作盤が、車いす利用者に配慮した設計になっていること。
- ③ 共用の廊下に段差がなく、その幅が 140cm 以上あること。

オートロック式 ○

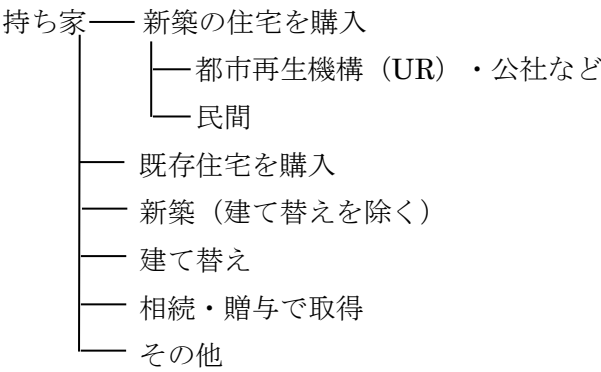
建物内に共用玄関のドアがあり、外からドアを開けるためには、鍵や暗証番号などを用いるか、居住者などに内側から鍵を解除してもらう必要がある共同住宅

住宅の取得方法（持ち家） ●

住宅・土地統計調査では、現在住んでいる住宅の取得方法を次のとおり区分している。

区分	内容
新築の住宅を購入	新築の建て売り住宅又は分譲住宅を購入した場合
都市再生機構（UR）・公社など	都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などから、新築の住宅を購入した場合
民間	民間の土地建物業者などから、新築の住宅を購入した場合
中古住宅を購入	他の世帯が住んでいた住宅を購入した場合 なお、借りていた住宅を購入した場合もここに含めた。
リフォーム前の住宅	引渡し前 1 年以内にリフォームされた住宅以外の中古住宅を購入した場合
リフォーム後の住宅	引渡し前 1 年以内にリフォームされた中古住宅を購入した場合
新築（建て替えを除く）	「新築の住宅を購入」及び「建て替え」以外の場合で、新しく住宅（持ち家）を建てた場合又は以前あった住宅以外の建物や施設を取り壊してそこに新しく住宅（持ち家）を建てた場合
建て替え	以前あった持ち家を壊して同じ敷地の中に新しく住宅（持ち家）を建てた場合
相続・贈与で取得	相続や贈与によって住宅を取得した場合
その他	上記以外の方法で取得した場合 例えば、住宅以外の建物を住宅に改造した場合など

上記より、住生活総合調査では、平成 31 年 1 月以降に住み替えた持ち家の世帯について、現在住んでいる住宅の取得方法を、住宅・土地統計調査を用いて、下記の区分で集計した。



現在の住まいの維持管理方法（持ち家）☆

現在お住まいの住宅の維持管理について調査した。

＜世 帯＞

主世帯 ○

1 住宅に 1 世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1 住宅に 2 世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの 1 室を借りて住んでいる場合など、1 住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜上、そのうちの一人を「主世帯」とした。

世帯人員 ○

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいれば世帯人員に含めた。船舶に乗り組んで長期不在の人（自衛隊の艦船乗組員を除く。）は世帯人員に含めた。

なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めたが、「住み込みの従業員」や「下宿人」、「間借り人」は、雇主や家主の世帯とは別の世帯とした。

家族類型 ●

住生活総合調査では、主世帯について、その世帯員の世帯主との続き柄により、家族類型を次のとおり区分した。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯

また、「親族のみの世帯」については、次のとおり区分した。

区分	
1 核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
[1] 夫婦のいずれかが家計を主に支える者の世帯	
[2] 子供が家計を主に支える者の世帯	
(3) 男親又は女親と子供から成る世帯	
[1] 男親又は女親が家計を主に支える者の世帯	
[2] 子供が家計を主に支える者の世帯（男親又は女親）	
2 核家族以外の世帯	

なお、家族類型の別掲については、次のとおり区分した。

区分	内容
三世代世帯	世帯主との続き柄が祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯 （傍系の3世代で構成する世帯は含まない）
親と子供から成る世帯	夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯 長子の年齢5歳以下、6～11歳、12～17歳、18歳以上に区分
単独世帯	世帯人員が一人の世帯 64歳以下、65～74歳、75歳以上に区分
夫婦	家計を主に支えるものが65歳未満の夫婦のみの世帯 家計を主に支えるものが65歳以上の夫婦のみの世帯
64歳以下の夫婦世帯	64歳以下の夫婦のみの世帯
65歳以上の夫婦世帯	65歳以上の夫婦のみの世帯
65歳以上の高齢者のみから成る世帯	65歳以上の世帯員のみの世帯

世帯員の年齢 ○

令和5年10月1日現在の満年齢

世帯の年間収入 ○

世帯全員の1年間の収入（税込み）の合計をいう。

収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

居住面積水準状況 ★

居住面積水準を確保しているかどうかを下記の条件から判定した。なお、住生活総合調査においては継続居住意向を調査項目より独自に算出しており、住宅・土地統計調査や住生活基本計画（全国計画）における居住面積水準とは判定基準が異なるため一致しない。

- 最低居住面積水準未満
- 最低居住面積水準以上誘導居住面積水準未満
- 誘導居住面積水準以上

国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるよう、住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月閣議決定）に定められた住宅の面積に関する水準で、次のように設定されている。

区分	内容
最低居住面積水準	世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準
誘導居住面積水準	世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準
都市居住型	都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの
一般型	都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの

この居住面積水準では、住宅性能水準（住生活基本計画一別紙1）の基本的機能を満たすことを前提として、多様な世帯構成を反映した世帯の規模（人員）に応じた住宅の規模（面積）についての基準が示されている。また、単身者の比較的短期間の居住や適切な規模の共用の台所や浴室などを有する共同の居住などについては、基準面積によらないことができる。とされている。

最低居住面積水準

- 二人以上の世帯で、床面積の合計（延べ面積）が次の算式以上を確保している。
 $10\text{ m}^2 \times \text{世帯人員} + 10\text{ m}^2$ ^{注1、注2、注3}
- 単身世帯の場合は、以下のいずれかを確保している。
 - 継続居住意向^{注4}がない者で、専用の台所があり、居住室の畳数が「4.5 畳」以上
 - 継続居住意向^{注4}がない者で、共用の台所があり、居住室の畳数が「6.0 畳」以上
 - 継続居住意向^{注4}がある者で、床面積の合計（延べ面積）が「25 m²」以上

誘導居住面積水準

都市居住型

- 二人以上の世帯で、床面積の合計（延べ面積）が次の算式以上を確保している。
 $20\text{ m}^2 \times \text{世帯人員} + 15\text{ m}^2$ ^{注1、注2、注3}
- 単身世帯の場合は、以下のいずれかを確保している。
 - 継続居住意向^{注4}がない者で、独立の台所があり、居住室の畳数が「10.5 畳」

以上の場合

- (2) 継続居住意向^{注4}がない者で、食事室等他の用途と兼用の台所又は共用の台所があり、居住室の畳数が「12.0 畳」以上の場合
- (3) 継続居住意向^{注4}がある者で、床面積の合計（延べ面積）が「40 m²」以上の場合

一般型

- 1 二人以上の世帯で、床面積の合計（延べ面積）が次の算式以上を確保している。

$$25 \text{ m}^2 \times \text{世帯人員} + 25 \text{ m}^2 \text{注1、注2、注3}$$

- 2 単身世帯の場合は、以下のいずれかを確保している。

- (1) 継続居住意向^{注4}がない者で、独立の台所があり、居住室の畳数が「15.0 畳」以上の場合
- (2) 継続居住意向^{注4}がない者で、食事室等他の用途と兼用の台所又は共用の台所があり、居住室の畳数が「16.5 畳」以上の場合
- (3) 継続居住意向^{注4}がある者で、床面積の合計（延べ面積）が「55 m²」以上の場合

注1 世帯人員は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算出する。ただし、これらにより算出された世帯人員が2人に満たない場合は2人とする。また、年齢が「不詳」の者は1人とする。

注2 世帯人員（注1の適用がある場合には適用後の世帯人員）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

注3 最終的な算出数値は小数点以下切り上げとする。

注4 継続居住意向とは、「今後のお住まい方」で住み替えの「意向はない」とし、「住み替え等の意向がない理由」に「現在の住まいに満足している」と考えていることをいう。

世帯の家計を主に支える者 ○

その世帯の家計の主たる収入を得ている人

なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜上、その世帯のうちの一人を代表者とし、その代表者を家計を主に支える者とした。

家計を主に支える者の通勤時間 ○

自営業主、雇用者について、徒歩やバス・鉄道などふだん利用している交通機関による自宅から勤め先までの通常の通勤所要時間（片道）。

なお、農家や漁家の人が自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官、行商などに従事している人が自宅を離れて仕事をしている場合、雇われて船に乗り組んでいる場合などは、「自宅・住み込み」とした。

家計を主に支える者の入居時期 ○

世帯の家計を主に支える者が現在の住居に入居した時期

現在の住宅が入居後に建て替えられた場合には、建て替え前の住宅に入居した時期をいう。

出生時から引き続き住んでいる場合は、出生時を入居時期とした。

要介護認定者等の有無、要介護度 ☆

介護保険法による要介護認定、又は要支援認定を受けている者の有無を調査した。要介護認定者等がいる世帯について、要介護度等を、要支援 1～2、要介護 1～2、要介護 3～5 の 3 区分で調査した。要介護認定等を受けている者が複数いる場合は、最も重度な要介護度認定等を受けている者の要介護度等とした。

＜住宅及び居住環境の評価＞

住宅及び居住環境の総合満足度 ☆

現在居住している住宅及び居住環境について、総合的にみてどのように思っているかを「満足」「まあ満足」「多少不満」「非常に不満」の4段階評価で調査した。

住宅の満足度 ☆

現在居住している住宅について、広さや設備などを総合的にみてどのように思っているかを「満足」「まあ満足」「多少不満」「非常に不満」の4段階評価で調査した。

居住環境の満足度 ☆

現在居住している住宅のまわりの環境について、安全性や利便性などを総合的にみてどのように思っているかを「満足」「まあ満足」「多少不満」「非常に不満」の4段階評価で調査した。

住宅の各要素の満足度 ☆

現在居住している住宅の各要素について、どのように思っているかを「満足」「まあ満足」「多少不満」「非常に不満」の4段階評価で調査した。

居住環境の各要素の満足度 ☆

現在居住している住宅のまわりの環境の各要素について、どのように思っているかを「満足」「まあ満足」「多少不満」「非常に不満」の4段階評価で調査した。

住宅の各要素の重要度 ☆

現在居住している住宅の各要素について、「最も重要」「次に重要」「重要ではない」、これら以外を選択した世帯を「どちらでもない」として4区分で集計した。

居住環境の各要素の重要度 ☆

現在居住している住宅のまわりの環境の各要素について、「最も重要」「次に重要」「重要ではない」、これら以外を選択した世帯を「どちらでもない」として4区分で集計した。

＜最近の住み替え・改善＞

改善 ☆

建て替え、リフォームの総称とした。

最近の住み替え等の理由 ☆

住宅・土地統計調査で平成31年1月以降に住み替え等を行った世帯のうち、住生活総合調査で「居住状況が変化したきっかけや理由」を選択した世帯の理由を区分した。

＜今後の住み替え・改善の意向＞

今後の住み替え・改善意向 ☆

今後の住み替え・改善意向について、調査した。

今後の住み替え・改善の意向 ☆

今後の住み替え、建て替え、リフォームの意向について、以下のとおり区分した。

- ― 住み替え意向がある
 - ― 建て替え・リフォームどちらも意向がある
 - ― 建て替え意向がある
 - ― リフォーム意向がある
 - ― 建て替え・リフォームいずれも意向はない
- ― 住み替え意向はない
 - ― 建て替え・リフォームどちらも意向がある
 - ― 建て替え意向がある
 - ― リフォーム意向がある
 - ― 建て替え・リフォームいずれも意向はない
- ― 建て替え意向がある
- ― リフォーム意向がある
- ― 建て替え・リフォームどちらも意向がある

今後5年以内の住み替え・改善の意向 ☆

実現の時期を今後5年以内とする住み替え、建て替え、リフォームの意向について、次のとおり区分した。

- ― 住み替え意向がある
- ― 住み替え意向はない
 - ― 建て替え・リフォームどちらも意向がある
 - ― 建て替え意向がある
 - ― リフォーム意向がある
 - ― 建て替え・リフォームいずれも意向はない
- ― 建て替え意向がある
- ― リフォーム意向がある
- ― 建て替え・リフォームどちらも意向がある

今後の住み替えの目的 ☆

今後の住み替えのきっかけや目的について、調査した。

住み替え後の居住形態 ☆

今後5年以内の住み替え意向のある世帯について、住み替え後の居住形態について調査した。

今後の居住形態の変化 ★

現在の居住形態（住宅の所有関係・建て方）及び住み替え後の居住形態の関係について、区分した。

住み替え上の課題 ★

今後5年以内の住み替え意向がある世帯について、実現上の課題を調査した。

<世帯状況>

子の居住地 ○

家計を主に支える者の子の住んでいる場所について、次のとおり区分した。子が二人以上いる場合は、最も近くに住んでいる子について調査した。

また、ここでいう「子」には、未婚の子だけでなく、既婚の子や子の配偶者も含まれる。

区分	備考
子がいる	
一緒に住んでいる （同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含む）	子がアパートやマンションなどの同じ棟内の別の住居に住んでいる場合や同じ敷地内にある別棟の建物に住んでいる場合も含む
徒歩5分程度の場所に住んでいる	
片道15分未満の場所に住んでいる	「片道15分」及び「片道1時間」とは、ふだん行き来に利用している交通手段による片道の所要時間
片道1時間未満の場所に住んでいる	
片道1時間以上の場所に住んでいる	
子はいない	

子育てにおいて重要な要素 ★

家族類型が「親と子（長子17才以下）」の世帯について、「住宅及び居住環境の各要素」で子育てにおいて重要と思う要素を区分した。

<世帯の住居費>

年あたりの管理費等（持ち家）★

一戸建、共同住宅、長屋建の住宅に住んでいる持ち家世帯について、毎年の管理費（管理組合費、修繕積立金等を含む）を区分した。

住居費負担に対する評価 ★

持ち家世帯におけるローン返済と借家世帯における家賃の住居費負担についての評価を4段階で調査した。

<住環境・都市計画>

役所からの距離 ★

調査区の中心から調査区が属する市区町村役場（本庁）までの距離（直線距離）によって調査区を区分した。

<地 域>

大都市圏 ○

「大都市圏」及び「都市圏」は、広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分であり、中心市及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成されている。

大都市圏・都市圏の中心市と周辺市町村については、設定基準は以下のとおり。

(1) 中心市

大都市圏の「中心市」は、東京都特別区部及び政令指定都市とする。

ただし、中心市が互いに近接している場合には、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して一つの大都市圏としている（例：関東大都市圏）。都市圏の中心市は、大都市圏に含まれない人口 50 万人以上の市とする。

(2) 周辺市町村

「周辺市町村」は、大都市圏及び都市圏の中心市への 15 歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の 1.5%以上であり、かつ中心市と接続している市町村とする。

ただし、中心市への 15 歳以上通勤・通学者数の割合が 1.5%未満の市町村であっても、その周囲が周辺市町村の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は、周辺市町村としている。

大都市圏	中心市
関東大都市圏	さいたま市、千葉市、東京都特別区部、横浜市、川崎市、相模原市
中京大都市圏	名古屋市
近畿大都市圏	京都市、大阪市、堺市、神戸市

地方 ☆

各地方圏に含まれる都道府県は以下のとおりである。

地方名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東(南関東)	埼玉、千葉、東京、神奈川
(北関東・甲信)	茨城、栃木、群馬、山梨、長野
中部	岐阜、静岡、愛知、三重
北陸	新潟、富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

人口集中地区（DID） ☆

本調査の人口集中地区は、令和 2 年国勢調査で設定された人口集中地区を適用している。令和 2 年の国勢調査の人口集中地区の設定に当たっては、以下の 3 点を条件として設定されている。

- 1 令和 2 年国勢調査基本単位区を基礎単位区地域とする。
- 2 市区町村の境界内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上）が隣接している。
- 3 隣接した地域が令和 2 年国勢調査時に人口 5,000 人以上を有する。

地域 ☆

木造住宅密集地

調査区が属する令和 2 年国勢調査の町丁字等のうち、住宅戸数密度が 80 戸/ha 以上、かつ、調査区の木防率 2/3 以上。

ニュータウン

上記以外の調査区で、調査区が属する令和 2 年国勢調査の町大字のうち、「全国のニュータウンリスト（平成 30 年 6 月）（国土交通省）」に該当するニュータウンの代表座標が存在するもの。

その他の市街地

上記以外の調査区で、令和 2 年国勢調査において人口 10 万人以上または DID 人口 3 万人以上の市区町村における DID 地区。

市街地以外

農山漁村等、上記以外の地域。